



法人こおりやま

2013. 11

第425号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 公益社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 有馬賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



目次

「法人会は公益的立場で」 税制改正へ提言！	2
平成26年度 税制改正への法人会提言	3
税のミニ通信 国内設備投資額(機械等)の増加の 場合の特別償却又は特別控除	6
税務署ニュース 法定調書のe-Taxによる 提出について	7
トピックス	8

題名
夕日の里

提供 大波 天久
中国書法研究院客員教授
郡山法人会副会長

法人会は公益的立場で

平成26年度 税制改正へ提言!

法人会は設立以来60年余、

一貫して、公益団体の使命として、毎年、公正・公平

・中立・簡素という課税原則の実現を求めて、税制改

正への要望を取りまとめたオピニオン活動行い、時世

に対応した改正に、その多くが採り入れられ、実現を見てきております。

この度、全国の法人会の総意を得て、平成26年度税制改正に望む、私たちの税制提言をまとめ、年末に予定されている税制改正大綱

の決定に向け、政府・国会

はじめ関係省庁への提言活動を展開し始めました。

今回の法人会の税制改正提言では、アベノミクスの

金融政策・財政政策・成長戦略という「3本の矢」への

期待感を背景に、長く続いたデフレからの脱却を果たさんとする日本経済に明

るさが射し込みつつある中で、強い日本経済構築に向け、政府は困難諸改革に臆せず取り組むようにと、大局的見地からまとめられま

した。

先ず、最も重要な改革として、持続可能な社会保障

制度の構築と財政健全化の両立を目指した「社会保障

と税の一体改革」に対し、我が国の社会保障制度が「中

福祉」「低負担」という現状を指摘し、「給付」「負担」を根本から議論してい

かなければならないことを強調しました。

このため、年金・医療・介護分野は高齢化社会の急

進展で給付の増大が見込まれ、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制する

ことが重要であることを指摘しつつ、「自助」「公助」という基本的理念を基に、

社会保障の役割分担を見直し、根強い抵抗の分野であろうとも、改革のメスを入れるべきだと望みました。

他方、一体改革に基づく

消費税率の引き上げについては、先頃、来春4月から

の8%への引き上げが閣議決定されましたが、法人会

は消費税引き上げに伴う対

応措置として、中小企業が

適正に価格転嫁できるよう、

転嫁対策特別措置法以外にも実効性のある対策を講ず

るとともに、事務負担や税制の簡素などから、複数税率（軽減税率の設定）では

なく単一税率が望ましく、さらにはインボイス導入の

必要はないと断じました。また、こうした一体改革

は、財政健全化を目指すものであり、さらには国民に

痛みを求めることに変わりはなく、一体改革の大前提

として、国・地方においては、聖域なく、徹底した行政

改革を直ちに期限を決めて、断行するよう強く求めました。

今後の税制改革のあり方

については、一体改革で抜本的な税制改革をと言われ

たものの、消費税引き上げへの反発を緩和するかのよ

うに、所得税や相続税の最高税率の引き上げなどが行

する抜本的な見直しを行う

よう求めました。

同時に、地域経済と雇用の担い手である中小企業の

活性化に資するため、法人実効税率20%台の実現、投資

促進税制の拡充、役員給与の損金算入の拡充、一段

の円滑な事業承継が図られる税制の確立を強く提言しました。

また、法人会は国と地方のあり方について、地方分

権が必然的な流れとなつて

いるものの、具体的議論が深化していないことを指摘

し、地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて、地方自ら責任を自覚し、自立・自助の体質を構築するよう求めました。

法人会は、一貫して責任ある態度で税制への提言を行ってきています。

ぜひ法人会の税制提言に対し、多くの企業、そして

良識ある国民皆様のご理解とご支援を心から願うものであります。



郡山法人会会長
有馬 賢一

平成26年度税制改正への法人会提言

持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、法人会は政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む一方、財政が突出して悪化している。

社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大が続いてきたのが主因で、これを抜本的に是正しなければ社会保障制度も財政も持続可能とならない。

それは国民の間に将来不安を醸成し、消費や金利、企業行動に悪影響をもたらすなど、日本経済自体にも深く関係するのである。

今回の一体改革はこうした問題解決に向け一歩を踏み出したわけだが、まだ「給付」と「負担」のギャップは途方もなく大きい。

まずは可能な限り「給付」を重点化・効率化で抑制すると同時に、「負担」では経済の好転をみながら消費税の2014年4月に8%、15年10月に10%という引き上げスケジュールを着実に実行することが必要となる。

そして、中長期的には望ましい「給付」と「負担」のあり方について、もともと根本から議論を行っていく必要がある。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障は「中福祉」「低負担」とされる。

しかも、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。それは年金以上に医療、介護分野で顕著だ。その財源を公費負担に頼ることになれば、消費税などをいくらか増税しても追いつかない。

つまり、指摘したように、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。

(1) 年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。

また、急増が見込まれる給付については、診療報酬(本体)体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。

(3) 介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。



また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要と考える。

それは国民生活のみならず企業、とくに中小企業の活動を大きく左右するからである。

政府は消費税転嫁対策特別措置法などで一定の対応をしようとしているが、その実効性は判然としない。混乱が生じた場合は、速やかに新たな対策を講じら

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の構築を目的とする安倍政権の経済政策「アベノミクス」に対する産業界の期待は大きい。

ただ、目的を達成するには「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢が一体的に実行されなければならない。

1本目の矢である日銀による金融の異次元緩和は株高・円安の流れを呼び込み、10兆円の財政出動を伴った昨年度補正予算を含む2本目の矢も一時的にGDPを押し上げつつある。

しかし、これはあくまで呼び水の効果に近く、賃金上昇と設備投資に支えられた力強い自律回復軌道に乗せるには、3本目の矢である成長戦略が極めて重要になる。

成長戦略が実効性を発揮しなければ、多くの識者が指摘するように国民や企業が豊かさを実感できないどころか、物価上昇と財政信用の揺らぎによる成長を伴わない悪い金利上昇を招き、

逆に成長の足も引つ張りかねない。

産業界や日銀の首脳が再三にわたって成長戦略の重要性を指摘しているのは、このためであろう。

政府が今年6月にまとめた成長戦略は、1人当たり国民総所得を10年後に150万円増やすことや3年間で民間投資を年間70兆円にするなどの高い数値目標を掲げた。

しかし、目標達成につなげる政策とデータの裏付けは明確でない。

一方、税制では投資減税を来年度税制改正より前倒しして実施する方針という。しかし、対象は大企業中心とみられ中小企業への効果は薄い。

また、賃金引き上げや設備投資を促す効果があるといわれる肝心の法人実効税率引き下げも、まだ具体的な方針が示されていない。

成長戦略はこれまでの政権でも何度も策定されたが、効果は曖昧なまま終わっている。

今回はアベノミクスの中

で最も重要な役割を果たすだけに、失敗は許されない。

そのためには、「PDC A（計画、実行、評価、改善）サイクル」の手法を取り入れ、経済財政諮問会議などの場で政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが不可欠である。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により35・64%と5%引き下げられたが、復興財源に充てる特別法人税が課されたため、実質的には平成27年4月からの実施となる。

しかも、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われている。

我が国の引き下げにより先進国で最も高い税率となった米国も、オバマ政権が30%以下に引き下げる案を打ち出した。

このままでは再び我が国が最も高い税率となり、各国との税率格差は依然として解消しない。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際

比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 法人実効税率20%台の実現

わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。

(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。

その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

① 中小企業投資促進税制の拡充

- ・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
- ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める

- ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(2) 交際費課税の見直し
平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限（平成25年度末）を延長するよう求める。

また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

(3) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できると見直すべきである。

②同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益運動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

3. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大半を占め

る中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。

その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求めたい。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す。

(2) ③対象会社を拡大する。事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事

業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

Ⅲ. 国と地方のあり方

地方分権は我が国の行政システム面での硬直性は正や地域経済活性化の観点から必然的流れになっているが、依然として具体的議論は深化していない。

分権化を加速させるには、国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確にしていかなければならない。

地方分権は権限を地方に移行することだが、同時に地方の責任も増すことを意味する。

つまり、分権には地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要なのである。国の財政は破たん寸前だが、地方財政は黒字である。

そうした中でも国は借金によって地方交付税を加算しているし、消費税の引き上げ率も地方が国を

とくに、事業に資する相続については、事業従事者条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

上回る状況にある。

にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。

(1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2) 行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。

(3) 地方公務員給与は、国

家公務員給与と比べたらスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。

(4) それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たさなければならぬ。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。

身近な行政サービスを「行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による収偏在の大きい税制は望ましくない。

現在の地方法人二税には大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

税のミニ通信

国内設備投資額(機械等)の増加の場合の特別償却又は特別控除

平成25年もあと2か月で終わろうとしています。

今月は、平成25年度の税制改正で、平成25年4月1日以後開始事業年度から適用される税制のうち、設備投資関係についてご説明したいと思います。



東北税理士会郡山支部
税理士 加藤かおり

〈国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除〉

(1)概要・趣旨

国内の設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得した機械装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める制度です。

(2)適用要件

青色申告書を提出する事業者の平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、下記の①及び②の両方に該当する場合に適用できます。

①国内における生産等資産への年間投資額>適用対象年度の減価償却費

②国内における生産等資産への年間投資額>前事業年度の実業等資産への年間投資額×110%

※上記の適用の判定は生産等資産への年間総投資額を使用しますが、実際に特別償却又は特別控除の適用が受けられるのは、生産等資産のうち機械装置のみとなります。

(3)適用対象年度

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度です。

ただし、設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(4)適用対象資産

本制度の適用対象資産は、生産等資産のうち機械装置です。

(5)生産等資産

生産等資産とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く)で構成されるものをいいます。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。

(6)「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却・法人税額の特別控除」との比較既存の制度では、機械装置では取得価額が160万円以上等の要件があり、また、特別控除については資本金が3,000万円以下の特定中小企業者等に限定されていますが、本制度ではそれらの要件はなく多くの企業での適用が期待できます。

ただし、既存の制度では特別控除の率は7%で更に控除限度額を超える超過額がある場合は1年間の繰越しが認められていますが、本制度では特別控除の率が3%で、超過額の繰り越しはできません。

上記は、機械装置が対象ですが、その他、主に製造業以外の事業での器具備品及び建物附属設備の取得についての特別償却・特別控除もあります。どの制度を適用するかも含めて詳しくはお近くの税理士にお聞き下さい。

税務署ニュース

法定調書の作成・提出はパソコンで!!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に ～

法定調書（合計表）のe-Taxソフト（WEB版）による提出について

e-Taxソフト（WEB版）は、e-Taxソフトをダウンロードせず、インターネットを経由して、Webブラウザ上で利用できます。

e-Taxソフト（WEB版）で作成できる法定調書（及び同合計表）は次のとおりです。

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

(e-Taxソフト（WEB版）での各調書の作成枚数の上限は100枚です。)

e-Taxソフト（WEB版）により法定調書を提出するには、電子証明書とICカードリーダーライタが必要です。

(提出義務者の方に代わって、税理士等が、e-Taxによる法定調書の作成、送信することも可能です。この場合、提出義務者の方の電子証明書は必要はありません。)

○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）による提出

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。またWeb上での入力により、e-Taxでの申請や帳票表示ができるe-Taxソフト（WEB版）もありますので、ぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページをご覧ください。



イータ君

「イータックス」で 検索

※ 受付時間は、月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）の8時30分から24時までとなっております（受付時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。).

○ 光ディスク等(CD・DVD・MO・FD)による提出

市販の表計算ソフト等を利用してデータ作成ができます。大量の法定調書を作成する場合に適しており、事務の省力化、効率化、またペーパーレス化が実現できます。



CD、DVD
MO、FD

トピックス

郡山法人会小野支部講演会開催

10月9日(水)郡山法人会小野支部講演会を小野町勤労青少年ホームで開催した。郡山信用金庫の有馬賢一理事長が講演し、会員はじめ一般聴講者95名が来場した。

「明日からの新聞が楽しくなるような内容にしたい」と語った有馬理事長は「経済時事(景気)と金融」をテーマに、アベノミクスや消費税増税問題、社会保障費問題などをわかりやすく解説。また、景気の動向を感じるために注目すべきポイントや金融機関の裏話などの貴重な内容に、来場者は真剣な表情で講演に耳を傾け、ユーモアあふれる話に時折笑いが起きていた。



郡山法人会青年部会

「小学生の税に関する標語の審査会」開催

「小学生の税に関する標語」の審査会が10月16日(水)に行われ、今年度は郡山税務署管内の18校より過去最高となる846点もの応募があった。審査委員長に郡山青年会議所の椎根聡人理事長、特別審査委員に郡山税務署の大山弘毅法人課税第一部門統括官らを招き、最優秀賞をはじめ8点の入選作品が選ばれた。なお、結果については来月号の「法人こおりやま」でお知らせします。



郡山法人会女性部会

「小学生の税に関する絵はがき審査会」開催

「小学生の税に関する絵はがきコンクール」審査会が10月21日(月)に行われ、今年度は、郡山税務署管内の13校より過去最高の465点もの応募があった。審査委員長に㈱波デザインの大波久夫氏、特別審査委員に郡山税務署の大山弘毅法人課税第一部門統括官らを招き、最優秀賞をはじめ10点の入選作品が選ばれた。去年同様、県や東北六県での入賞に期待したい。

